

令和3年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和3年6月7日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

3番 服 部 幸 令

6. 地方自治法第121条により、本会議に説明のため出席した者の職氏名

村 長	南 本 齋	会計管理者兼税務課長	北 浦 信 行
教 育 長	栗 山 和 之	住 民 課 長	池 西 昌 夫
理 事	赤 阪 秀 樹	福 祉 課 長	尾 谷 浩
理 事	菊 井 佳 宏	まちづくり推進課長	安 井 良 之
総 務 課 長	日 谷 順 彦	観光産業振興課長	仲 野 隆 之
企 画 課 長	山 谷 光 代	施設整備課長	下 休 場 健 司
秘 書 課 長	中 野 光 二	教 育 課 長	森 田 洋 文
危機管理課長	菊 井 秀 行		

7. 本会議に職務のため議場に参加した者の職氏名

局 長 柏 原 美 佳 主 査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1号 令和2年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 2号 令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算事故繰

越し繰越計算書について

- 日程第 5 議案第 30 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について
- 日程第 6 議案第 31 号 職員の旅費に関する条例の改正について
- 日程第 7 議案第 32 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 33 号 令和 3 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 34 号 令和 3 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 35 号 令和 3 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 36 号 令和 3 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 大阪広域水道企業団議会議員の選挙について

午前9時58分 開会

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和3年第2回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

○南本村長 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、大阪府における新型コロナウイルスの新規陽性者は減少傾向にありますが、病床などの逼迫状況はまだまだ厳しい状態であり、緊急事態宣言が延長されたところでありま。本村では現在、65歳以上の方のワクチン接種を7月末までに終えることができるよう、職員が一丸となって全力で取り組んでおります。コロナ禍が一日も早く終息し、村民の皆様が安心して暮らせる日が来るよう、引き続き取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、報告案件2件、条例案件2件、補正予算5件の計9件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○千福議長 次に、5月31日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る5月31日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、報告第1号、報告第2号の報告案件2件、議案第30号から議案第36号の7議案、大阪広域水道企業団議会議員の選挙でございます。

なお、審議方法につきましては、報告第1号、報告第2号を本会議で審議をすることに、また議案第30号から議案第36号は所管の常任委員会に付託することに決しております。

今期定例会の会期は本日6月7日から6月23日までの17日間と決しておりますので、併せてご報告いたします。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、3番服部議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月7日から6月23日までの17日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月7日から6月23日までの17日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第3、報告第1号令和2年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第1号は、令和2年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、新庁舎建設実施設計業務や土砂災害ハザードマップ作成業務などに係る経費について翌年度へ繰越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付において繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、ご報告するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、報告第1号、令和2年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。

事業名、不動産鑑定業務は、土地払下げの相談者や関係機関との協議に時間を要したため、7万7,000円全額翌年度へ繰り越すものでございます。

次の新庁舎建設実施設計業務は、コロナ禍により新庁舎建設計画変更により時間を要したため、1,262万8,000円のうち契約済み額1,259万5,000円を翌年度

に繰り越すものでございます。

次の第5次総合計画作成業務は、コロナ禍において審議会の開催が困難となったこと及びアフターコロナを見据えた計画とするため、326万7,000円全額翌年度へ繰り越すものでございます。

次の千早赤阪農業振興地域整備計画変更業務は、先ほどと同じく、コロナ禍による協議会開催が困難となったため、400万円のうち契約済み額399万9,600円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次の村道小吹東出線路肩改良工事は、他工事との調整に不測の時間を要したため、350万円全額翌年度へ繰り越すものでございます。

次の土砂災害ハザードマップ作成業務は、国庫補助金の社会資本整備交付金が令和2年度第3次補正で配分されましたが、実施期間が短く、年度内での事業完了が困難となったため、460万円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

千早地区避難所等建設工事基本設計業務は、コロナ禍において地権者及び地区との調整に不測の日数を要したため、144万9,000円のうち契約済み額144万8,700円を繰り越すものでございます。

なお、各事業の財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 これより報告第1号に対する質疑に入ります。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

それでは、報告第1号、令和2年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告についてご了承願います。

~~~~~

○千福議長 議事日程第4、報告第2号、令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第2号は、令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、個別ポンプ設置工事において設置希望者が他工事との調整に時間を要したことにより、年度内に事業が完了することができなくなったため、翌年度へ繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する

同令第146条第2項の規定により、5月31日付で事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

内容につきましては担当から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○千福議長 詳細説明を下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 それでは、報告第2号、令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

事業名、個別ポンプ設置工事（R2-1）、水洗化に伴い、個人宅にポンプを設置する工事で、設置希望者が他工事との調整に時間を要したことにより、年度内に事業を完了することができなかつたため、176万3,784円を事故繰越として翌年度へ繰り越すものでございます。

財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 これより報告第2号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

それでは、報告第2号、令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告についてご了承願います。

~~~~~

○千福議長 議事日程第5、議案第30号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第30号は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例として、職員が新型コロナウイルス感染症に対応するため、緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合における特殊勤務手当の支給に関して定めるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第30号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第6、議案第31号職員の旅費に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第31号は、職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、職員以外の者が村の機関の依頼または要求に応じ、旅行した場合における費用弁償の支給に関することを定めるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第31号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第7、議案第32号、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第32号は、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2億6,423万3,000円を追加いたしまして、予算総額33億4,658万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動などに伴う人件費、新庁舎建設工事に関する経費、地方創生臨時交付金により実施する新型コロナウイルス対策関係経費などの補正でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第32号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第8、議案第33号、令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第33号は、令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本議案につきましては、診療施設勘定歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加いたしまして、予算総額を2,736万7,000円とするものでございます。

主なものにつきましては、国保診療所で使用する小型散薬分包機故障のため、購入費を増額するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第33号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 次に、議事日程第9、議案第34号、令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第34号は、令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ244万2,000円を減額いたしまして、予算総額を5億8,455万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、地域包括支援センター職員の退職などにより、人件費を減額するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第34号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第10、議案第35号、令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第35号は、令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ121万6,000円を追加いたしまして、予算総額を2億4,421万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、南河内4市町村で共同実施している下水道管渠点検調査の詳細設計が確定したため、南河内4市町村下水道事務広域化事業負担金130万2,000円を増額するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第35号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第11、議案第36号、令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第36号は、令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ89万円を追加いたしまして、予算総額を1,937万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては一般会計繰入金を増額、歳出につきましては職員人件費を増額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第36号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第12、大阪広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大阪広域水道企業団議会議員に井上議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました井上議員を大阪広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井上議員が大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま大阪広域水道企業団議会議員に当選されました井上議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも皆さんご苦勞さまでございました。

午前10時20分 散会

令和3年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和3年6月23日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

3番 服 部 幸 令

6. 地方自治法第121条により、本会議に説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎 秘書課長 中 野 光 二

教 育 長 栗 山 和 之 危機管理課長 菊 井 秀 行

理 事 赤 阪 秀 樹 住 民 課 長 池 西 昌 夫

理 事 菊 井 佳 宏 まちづくり推進課長 安 井 良 之

総 務 課 長 日 谷 順 彦 観光産業振興課長 仲 野 隆 之

企 画 課 長 山 谷 光 代 施設整備課長 下 休 場 健 司

7. 本会議に職務のため議場に参加した者の職氏名

局 長 柏 原 美 佳 主 査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 議案第30号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第31号 職員の旅費に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第32号 令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）（委員長報告）

日程第 4 議案第33号 令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算

(第1号) (委員長報告)

日程第 5 議案第34号 令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号) (委員長報告)

日程第 6 議案第35号 令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第1号) (委員長報告)

日程第 7 議案第36号 令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第1号) (委員長報告)

日程第 8 議案第37号 千早赤阪村手数料条例の改正について

日程第 9 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

日程第10 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 議事日程第1、議案第30号から議事日程第7、議案第36号までの7議案を一括議題とします。

各議案については、6月7日の本会議において各常任委員会に付託していただきましたので、各委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、議案第30号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について、議案第31号職員の旅費に関する条例の改正について、議案第32号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）の総務民生常任委員会所管分、議案第33号令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第34号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）の5議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上総務民生常任委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る6月7日の本会議において付託を受けました議案5件の審査を行うため、6月14日午前10時から南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第30号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第30号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第30号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号職員の旅費に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第31号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第31号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第32号の総務民生常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第32号の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第33号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第33号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第34号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第34号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、議案第32号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）文教建設常任委員会所管分、議案第35号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）の3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

藤浦文教建設常任委員長。

○藤浦文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る6月7日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、6月14

日午前10時40分から南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催しました。

初めに、議案第32号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第32号の文教建設常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第32号の文教建設常任委員会の所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第35号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第35号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第36号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第36号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第30号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

（「意見なし」の声あり）

○千福議長 これより議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号職員の旅費に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

（「意見なし」の声あり）

○千福議長 これより議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第8、議案第37号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第37号は千早赤阪村手数料条例の一部改正についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和3年9月1日に施行されることから、村手数料条例について所要の改正を行うものです。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第37号千早赤阪村手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

現在、個人番号カードの再交付手数料は村の手数料条例において規定されており、村が再交付手数料を徴収しています。今回、マイナンバー法の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構において個人番号カードの再交付手数料を徴収し、その徴収事務を市町村長に委託することができるよう規定されることから、村手数料条例の個人番号カード再交付手数料を削除し、所要の改正を行うものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第3条第4号中の「別表第1第16号」を「別表第1第15号」に改正します。これは、別表第1証明等関係事務の号ずれに伴う改正でございます。別表第1証明等関係事務の第9号「個人番号カードの再交付1枚につき800円」を削除し、以下号番号を繰り上げるものでございます。

附則として、この条例は令和3年9月1日より施行するものでございます。

以上、本条例改正の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 なかなかちょっとややこしい話かなと思ったんですけども、ちょっと要点を確認させていただきたいと思います。これまで再交付手数料というのは村が徴収していたので村の条例に規定がありましたが、これからは地方公共団体情報システム機構が徴収するので村は徴収しなくなると。そこで、条例からその条項を削除するというところでよろしいでしょうか。

○千福議長 池西課長。

○池西住民課長 議員お見込みのとおりでございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。ありがとうございます。

それで、これは村が徴収の業務を受託するってことになると思うんですけども、その場合、これまで1枚につき800円ですか、この手数料っていうのに変更があることはあるのでしょうか。

○千福議長 池西課長。

○池西住民課長 今、その手数料については調整中ということですけども、800円で調整しているというふうな情報が入っています。

以上です。

○田村議員 分かりました。結構です。

○千福議長 よろしいですか。

○田村議員 はい、結構です。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 直接は関係はないんですけども、マイナンバーカードの普及率っていうのを教えていただきたいのと、国としては進められてるとは思うんですけど、村としてどういうふうに応用されているのかを教えてください。

○千福議長 池西課長。

○池西住民課長 普及率ですけども、5月末現在で村で交付している件数が1,380件、末現在の人口が5,045人ですので27.3%となっております。

それとPRのほうですけども、住民課のほうではマイナンバーカードの交付事務をさせていただいております。それで、住民票であるとか、戸籍であるとか、いろいろな証明書を村のほうで発行させていただいております。その証明書を入れる袋、そこにマイナンバーの交付の促進ということでPRのほうをさせていただいております。そのほか、国のほうからはいろんなパンフレット等々を村のほうにいただいておりますので、窓口のほうに配架させていただいております。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 これから多分そういうデジタル化が進んでいくんで、そういうマイナンバーカードが普及していくとは思いますが、現状で例えばこういう使い方がありますよとか、これからこういう計画がありますよとか、具体的なものがあれば教えていただきたいんですけど。お願いいたします。

○千福議長 池西課長。

○池西住民課長 村のほうで交付のほうをさせていただいてるんですけども、その利用方法として、現在保険証に代わるっていうことでマイナンバーを保険証として使うことができます。まだ、この保険証については病院さんのほうでいろいろ準備を進めているところですので、どこの病院でも使えるというふうにはなっておりませんが、これから順次進んでいくものかなと思っております。

それと、国のほうで運転免許証のほうに2024年からマイナンバーカードを利用するというふうなことも考えておられます。そういったマイナンバーカードのほうは顔つきの写真が入っておりますので、身分証明ということで使えるということで、いろんな利用方

法を考えております。

以上です。

○井上議員 分かりました。ありがとうございました。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第9、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から閉会中に時期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

一般質問の前にここで休憩を行います。

10時35分から再開をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時33分 再開

○千福議長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○千福議長 議事日程第10、一般質問に入ります。

第1番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党、井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1点目としまして、LINE公式アカウントの活用をということで質問いたします。

LINE株式会社は、公式アカウントの地方公共団体プランを提供しておられます。人と行政の距離を縮めるためのツール、行政が抱える課題の解決策としてLINEを活用してほしいとの趣旨から、通常プランとは別の特別プランとなっています。政府が推進するデジタル・ガバメントの一環として、持ち運べる役所構想はどうでしょうか。LINEは老若男女を問わず、誰もが使えるアプリというのが最大の強みです。窓口対応など膨大な定型業務の負担等を少しでも減らすこともできるのではないのでしょうか。既に他市町村では導入をされ、活用されている事例も多いのですが、本村においては検討等はされているのでしょうか。

2点目は、空き家問題への取組です。

空き家は、以前より大変問題になっておりますが、平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法は、空き家所有者等の管理責任や行政の役割について定めています。村においても令和2年3月に千早赤阪村空家等対策計画を策定されていますが、これを受けて現在までどのように活動をされているのか、また計画策定前とどのように変わったのでしょうか。特に、特定空家等の取扱いについてはどのようにされているのでしょうか。どうかご答弁よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、山谷企画課長。

○山谷企画課長 LINE公式アカウントの活用についてご答弁申し上げます。

LINE株式会社では地方公共団体向けLINE公式アカウントの利用が無料となるサービスを提供されておりますが、LINE公式アカウントのみで可能な業務は、LINEで友達登録された住民の方への情報配信、LINEでの行動履歴を基にした推定属性、性別、年齢などに応じた情報配信、タイムライン投稿などでございます。住民票の写しや納税証明書などの申請、AIによる自動応答などは外部システムとの連携が必要であり、別途費用も必要となります。また、3月にLINEの個人情報保護に不備があったとの報道から、LINEを利用した住民等の個人情報を取り扱う行政サービスを禁止された自治体もあります。このようなことから、村では現在のところLINEでの住民等の個人情報を取り扱う行政サービスの提供は考えておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 個人情報を取り扱う行政サービスの提供は考えておられないとのことですが、LINE公式アカウントでは個人情報を扱わない情報配信サービスなどもあります。その活用については検討をされているのでしょうか。よろしくお願いします。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 再質問についてご答弁申し上げます。

多くの自治体がLINE公式アカウントにより情報配信されています。近隣でもされている市町村がありますので、各市町村の配信状況を見て導入の検討を考えたいと思います。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 導入を検討されるのであれば、窓口対応など定型業務の負担を軽減するためにも、AI等による自動応答などの導入を検討してはいかがでしょうか。お願いいたします。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 再質問についてご答弁申し上げます。

AIによる自動応答の導入により、各種手続等のお問合せなどの業務負担は軽減されるかもしれませんが、導入には外部システムとの連携等費用が必要であります。登録者数や利用者数により、導入の必要性を検討しなければならないと考えます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 要望をさせていただきます。

国におきましても、デジタル化の推進を施策として取り入れておられます。デジタル機器に慣れておられない世代にも活用していただけるように積極的にアピールし、また国や府が展開する施策を利用し、全ての人が恩恵を受けるようリードしていただけるようお願い申し上げます。

例えば、ニュースで見たんですけど携帯電話の販売会社と提携をして講習会を開くとか、また村で例えばいきいきサロンを利用して高齢者の方に実際にタブレット等を扱って

いただくとか、そういう形で何かやっていただければと思います。

以上、要望といたします。ありがとうございました。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、安井まちづくり推進課長。

○安井まちづくり推進課長 空き家問題への取組についてご答弁を申し上げます。

千早赤阪村空き家対策計画については、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、その中で空き家等の所有者の管理責任や国、都道府県、市町村の役割について定められており、村民の安全・安心の確保や地域の活性化の観点から空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため策定いたしました。

ご質問の策定後の効果については、空き家担当課だけではなく、庁内でそれぞれの立場から空き家対策にアプローチできるよう位置付けたことで空き家に対し横断的な対応が可能になったこと、さらに大阪府や空き家バンク運営団体、民間団体との横の連携がつながったことが大きいと考えられます。

次に、特定空き家についてですが、特定空き家とは「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等」と定義されております。なお、現在のところ、村での特定空き家等の指定実績はございません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございました。特定空き家の実績はないとのことですが、様々空き家による苦情は寄せられていると聞いております。また、実際住民要望も上がっています。現在までそのような事例にどのように対処をされてきたのか、これからまたどのように対処される考えなのか、特定空き家に指定されていると村ではどうなるのか、村の対策計画では特定空き家については検討委員会で総合的に判断すると計画には書かれていますが、そのような事態に至るまでに各課に対応をしていただき、例えば定期的に連携を取る等の対応はできないのでしょうか。よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、安井課長。

○安井まちづくり推進課長 空き家でのご連絡をいただくお問合せのほとんどが実際苦情となっております。空き家に関する問合せについては、令和元年で3件、令和2年度で1件、法施行後の平成27年度からの累計では11件のご相談がございました。そのうち3件については除却され、その他8件については現在経過観察中の状況となっております。

役場の対応としましては、物件が登記され、空き家の所有者が特定される場合には速やかに所有者に連絡を取りまして、空き家についての対応をお願いしております。

問題となっているのが、登記された所有者がお亡くなりになっていた場合や登記された住所にお住まいでない場合などの連絡先不明の物件の対応でございます。このため、一昨年度に策定しました空き家対策計画での各課の検討委員会の位置づけにより、それぞれが所管する各法令に沿って必要な措置が講じられることから、空き家の所有者だけではなくその管理者等をも追跡調査し、より深く対応が可能となりました。したがって、空き家の適正な管理がなされるよう何度も粘り強く続けていきたいと考えております。

また、相談者の方々に対し、その後の対応について個人情報の許す範囲内において伝えさせていただくことで、できる限り不安を取り除き、安心・安全な村づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、特定空家に指定された物件についての対応でございますが、市町村は放置すれば著しく保安上危険等の空き家について特定空家等と認定することができ、その所有者等に対して空家特措法の第14条第1項の規定によりまして、助言、指導、勧告等の措置をすることが可能であると定められております。

しかしながら、必要な措置を命じる場合でも、可能な限度において調査を行ったが、先ほども言いましたが所有者不明となった場合には、同条第10項の規定により市町村の負担においてその措置を自ら行うことができる、すなわち代執行ができると定められています。その対応については、慎重に見極める必要がございます。

なお、大阪府が事務局を務める大阪の住まい活性化フォーラムにおいて、大阪弁護士会等の他団体と協力し、今後もこれら活性化フォーラムの会員等との情報共有を密にして行い、空き家の対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望に代えさせてください。

要望といたしまして、空き家は個人財産でありまして、もし代執行となった場合、最悪住民の方々の税金を使うということは大変疑問に思います。しかしながら、放置された空き家が原因で実際に迷惑を被っている方がおられるのも現実であります。空き家を未然に防ぐ努力や空き家になって適切に管理ができていない物件に関しては、でき得る限りの努力をして改善、解決をできるように、庁内連携はもとより大阪府や国に対し要望し、粘り強く対応をお願いしたいと思っております。

以上、要望です。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○千福議長 第2番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会、藤浦稔です。議長通告に基づき、2問質問します。

1問目、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営など、村の防災体制についてですが、令和元年9月定例会の一般質問で村の防災体制について一般質問をさせていただき、平成28年11月に策定した千早赤阪村避難勧告等判断伝達マニュアルに基づき避難情報を発令していると回答をいただきました。その後、令和2年度には千早赤阪村地域防災計画を改定されました。また、令和3年5月20日付で災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、避難勧告と避難指示（緊急）は避難指示に一本化されました。村のホームページでは、警戒レベル4、避難指示で全員が危険な場所から避難しましょう、さらに避難とは単に避難所に行くことではないよ、大事なのは難を避けることだよと周知されています。

避難所の運営には、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した対応が必要不可欠である、このような状況の中、現在の避難所や職員の体制で全員が安全な場所に避難することは可能なのか、改めて担当課に伺います。

2問目ですが、令和3年度千早赤阪村農業施策に関する意見書についてですが、千早赤阪村農業委員会では、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、令和3年4月19日に南本村長に対して、令和3年度千早赤阪村農業施策に関する意見書を提出されました。この意見書は農業者の意見、要望を取りまとめたもので、村の農業委員会としては初めての取組であるとお聞きしております。

意見書では次の4項目で構成されています。1番、遊休農地対策及び担い手の確保について。2番、有害鳥獣対策について。3番、兼業農家、小規模農家への支援について。4番、農政担当課及び農業委員会事務局の体制強化について。

4項目とも村の農業振興には喫緊の課題であり、今後村の農業施策にどのように考量し、組み込むのか、担当課に伺います。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営など、村の防災体制についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止対策として、前年度に間仕切りテントを100台購入し、避難所に備えております。この間仕切りテントの大きさは縦横2メートル、高さ1.8メートルで、1人もしくは2人用として使用することでほかの方への感染リスクを軽減していきたいと考えております。また、避難所の受付時に体温を計らせていただくなど、

熱がある場合は避難所の中でエリア分けをして対応することになっております。

また、職員の体制については、避難所の開設訓練を実施し、必要人員や対応について協議し、職員動員体制を見直し、避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染対策編を作成しております。

また、村民が安全な場所に避難することは可能かどうかについては、まず今年度作成予定でありますハザードマップを基に村内の危険度や避難の方法などを各地区単位に周知していきたいと考えています。また、避難が必要となる村民の方々の安全な場所の確保や避難を検討していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 職員の体制については、避難所の開設訓練を実施し、必要人員や対応について協議して、避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編を作成しているとの答弁をいただき、職員体制について安心しているところですが、私の経験などでは訓練なしで本番ではできないのが私の持論です。

また、1つ目、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所の運営に必要な備品などは完備しているのか。2つ目、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所についての職員研修などは実施しているのか。6月2日水曜日、たまたま兵庫県高砂市でそういう災害に備え、避難所新型コロナウイルス感染症対策訓練をテレビで放映されていましたが、本村でも図上訓練だけでなく実際に訓練計画を実施されてはどうか。

以上です。

○千福議長 答弁者、菊井課長。

○菊井危機管理課長 再質問についてご答弁申し上げます。

1点目の感染症対策に配慮した必要な備品などを管理しているのかにつきましては、現在分散して防災備蓄備品を避難所や防災倉庫に置いているのが現状です。避難される方が多ければ、防災倉庫から備品等を持っていくことになります。例えば、先ほど申し上げた100台購入した間仕切りテントで説明しますと、B&G海洋センターに18台、小吹台連絡所に18台、残り防災倉庫に64台置いております。

2つ目の感染症対策に配慮した避難訓練を実施されてはどうかについてですが、おっしゃるとおり訓練は必要と考えております。以前ですが、令和元年3月に上東阪地区等の土砂災害における防災行動タイムラインを実施したように村等地区単位の訓練を行い、防災体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

村には高齢者が多く、また独り暮らしの方も多いのですが、避難所まで避難する手だてを考えることと村民の安全確保が一番の使命であるが、職員の健康管理について十分に配慮してほしいことを要望しておきます。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 令和3年度千早赤阪村農業施策に関する意見についてご答弁申し上げます。

1点目の遊休農地対策及び担い手の確保については、毎年1回、遊休農地の解消を図ることなどを目的として村内の全農地の利用状況を調査しております。農業者の高齢化、担い手不足により遊休農地は年々増加しております。遊休農地と判断した所有者に対し農地の状況を確認し、自ら耕作や保安全管理もできない場合は認定農業者や積極的営農を行っている若手農家を中心に農地を紹介し、農地中間管理機構を通じての賃借を農業委員会と連携し推進してまいります。

2点目の有害鳥獣対策については、農作物等の被害防止柵設置事業補助金を交付するだけではなく、防護柵の適正な設置の指導を行い、鳥獣被害実施隊の活動に対する支援を引き続き行ってまいります。何よりも有害鳥獣のすみかとなる耕作放置等の発生を防ぐことが重要であり、農地の適正管理について周知してまいります。

3点目は、兼業農家、小規模農家への支援については、村内の農家の大半が兼業農家や小規模農家であり、継続的な農業経営を困難にしている側面があります。村では、農道、水路等の補修や改良に要する原材料費や大阪南農業協同組合に対して営農指導等の補助金を交付し、営農や栽培管理に関する相談等を引き続き行い対応してまいります。

4点目は、農政担当課及び農業委員会事務の体制強化については、現在の村職員では農業技術、農業振興の専門知識を有する職員の育成はなかなか困難な状況でございますが、農家の皆様の営農指導できる非常勤職員の雇用などを人事担当課と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 今、答弁をいただきましたが、農家の支援や有害鳥獣対策にもやはり遊休農地を増やさない対策が何よりも重要ではないかと思えます。平成29年度から始まったいちごアカデミーも遊休農地対策の一つであり、村内の農地でいちごを栽培される村の特産品として成果を上げられています。今年は村の応援商品券などの影響でいちごを買いに来られる人でにぎわったようではありますが、村内のいちご農家さんのため、村税の増加には貢献できていないのが残念であります。いちご農家の耕作地は森屋地区の耕作条件のいいところばかりで、村内全域の遊休農地の抜本的な解消となっていないのではないかと思います。

また、いちご農家の一部の農地が適正な管理ができておらず、近隣農家や土地所有者から苦情が出ているとお聞きしておりますが、何か対策を講じておられるのですか。今後、村の農業振興には、農業委員会の意見書に明記されているように、積極的に耕作を行っている既存の農家や担い手を支援するため、小規模農地の集約化や農地の基盤整備など効率的な農業を推進する事業が必要と思われるが、村としてはどのように取り組んでいくのか伺います。

○千福議長 答弁者、仲野課長。

○仲野観光産業振興課長 地元農家につきましては高齢化等もあり、なかなか経営規模拡大を目指す担い手は少ない状況です。結果として、村外からいちごアカデミー生などの新たな担い手を確保する形となっています。議員からのお示しのとおり、農地の適正管理ができていない農地も一部あり、指導等を行っている状況です。

また、いちごアカデミーの講座カリキュラムにも農地の適正管理を入れるなど、対策を講じてまいります。今後、農地を賃貸借する上で地元農業者の代表である農業委員会と面談等を必要に応じて実施し、スムーズな営農ができるように努めてまいります。

小規模農地の集約化や農地の基盤整備などは、農業を継続するとともに新たな担い手を確保するために必要不可欠であります。昨年12月に行った人・農地プラン実用化に向けた集落座談会では、地域の魅力を残しながら農道整備など営農環境の改善を求める声が多くありました。今後は地域の皆様とともに関係機関との協議を行い、効率的な農業を推進できるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 農業委員会の仲野会長をはじめ地元の農家さんからは、日頃から村の農政を取り巻く環境は厳しい状況であるとお聞きしております。今回の意見書の内容は村の喫緊

の課題であります。安易に解決できるものではないが、村長も意見書を受け取るだけでなく、農業者の代表である農業委員会との意見交換を行うなど連携強化を図っていただきたいが、村長はどのように対応されるのか。

また、農業者に対する支援では、以前は大阪府の普及員が農家さんを小まめに回り、営農指導を行っていたとお聞きしております。一応農家への営農指導などは行っているようですが、村内農家の身近な相談役として様々な疑問や課題に親身に向き合う営農指導員が必要と思われませんが、村長の考えをお聞きします。

○千福議長 南本村長。

○南本村長 藤浦議員がお示しのとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員さんとの意見交換会につきましては、当初予定しておりましたが、緊急事態宣言発令中により延期させていただいております。そのような中、先日6月21日に緊急事態宣言が解除されましたので、早速意見交換会の日程を調整するように担当課に指示しております。

また、農業委員会に行ってくださいとあります農地パトロールに全ては同行できませんが、可能な範囲で同行させていただき、農地などの利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するため、村と農業委員会がより一層連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、営農指導員につきましては、河内長野市の営農指導員の白須賀先生のご講演をお聞きいたしました。村でも必要だと思いましたので、非常勤職員であっても村職員の定員管理などを考慮しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

要望として、農地だけの問題ではないんですが、長年、登記名義人を変更されずに放置されている農地もあります。相続登記をされていないと農地の貸借や農地の集約化、農地の基盤整備にも支障となるので、周知啓発などを行っていただきたいと思っております。

また、農地パトロールや農地利用意向調査など、農業委員さんの活動状況を把握されていない村民も多数おられるので、村の広報紙に掲載していただくことを要望して終わります。

○千福議長 第3番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、道の駅条例の制定を、また職員満足度調査を行うべきではに関してご質問をさせてい

たきます。

道の駅はやあかさかが道の駅として登録されたのは1993年のことでございます。現在、登録から30年近く経過しているわけです。ですが、今に至るまで道の駅はやあかさかには、条例上の規定というものがございません。地方自治法第244条の2第1項では、「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とされており、道の駅はやあかさかについても、条例上きちんと整備を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

毎年新規採用で就業される職員の方がおられますけれども、つい先日新入職員として紹介された方がいつの間にかいらっしゃらなくなってしまったというようなことが度々起きているような印象を持っております。以前に比べると、近年は比較的若い方の退職者の増加が顕著であると、そのような印象がございます。若手の職員は、今後の千早赤阪村の未来を担う大切な人材なわけです。そのせつかく育てた大切な人材が数年で退職するということになってしまうと、その退職と一緒にその間に培われた知識やスキル、そういうものと一緒に失われることになってしまいます。そうなってきますと、長期的には村としての損失につながっていくのではないかなと危惧しているところでございます。

職員の満足度は、住民の満足度とも相関関係があるという話もあります。住民満足度を向上させていくためにも、まずお膝元である役場、庁舎内の職員満足度を向上させていく必要があるのではないのでしょうか。職員満足度の向上のためには、まず今の職員の皆さんの考えを知ることが大切です。そのためにも広く職員満足度調査を行っていくべきと思われれますが、行政の考えはいかがでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 道の駅条例の制定についてご答弁申し上げます。

地方自治法第244条の2第1項では、公の施設の設置、管理及び廃止を記載しており、「地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」と明記されていますが、地方自治法第244条で、公の施設は「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされており、道の駅の施設については、基本は運転者の休憩場所であり公の施設でないとの考えから、これまで制定していなかったものです。

今後は、現状では村民の方も農産物を出されており、村の住民との関わりが深くなって

きていることから、条例の制定が必要かどうかを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ご答弁どうもありがとうございます。確かに地方自治法上公の施設というのは、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設とされております。しかし、総務省の調査を見ると展示場ですとか、博物館ですとか、そういった域外の住民の方々をも対象とする施設、こういったものも公の施設として例示されているわけがございます。その意味ではこの道の駅というのもまた公の施設として今後考えていくべきではないかというふうに思われますが、そこで例えば大阪府内では道の駅設置条例、これがどの程度制定されているのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 仲野課長。

○仲野観光産業振興課長 大阪府内で10か所の道の駅が登録されており、そのうち3か所が設置条例を制定しております。また、河内長野市や河南町などのように、道の駅の設置条例はされていないが隣接している地域活性化センターなどのものの設置条例は制定されている場合もあります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ご答弁どうもありがとうございます。府内10か所、道の駅がある中で3か所が条例を制定されていると、そして道の駅としての条例は制定されてはいなくとも、隣接の施設が公の施設として条例設置されている。道の駅に関して、各市町村様々な考えがあるのかなという、そういった旨のご回答かなと思います。

ところで、道の駅ちはやあかさかは本年度より委託契約から賃貸借契約に変更されたというふうに聞いております。ただ、道の駅を賃貸するっていうのは、ちょっと違和感を感じるところではございます。ちょっと古い資料になるんですけども、平成25年、この当時で道の駅は全国でおよそ1,000施設と、そのうちおよそ4割が指定管理者によって管理運営されているという状況だそうです。賃貸借契約ではその道の駅の管理者と売店の管理者が別ということになってしまいますし、そうなってくると責任の所在っていうのが不明確になってしまうと、そういう懸念というのものもあるのかなというふうに思います。

公の施設として条例制定して、将来的な指定管理者制度の導入、こういったものを視野

に入れていくべきかと思うんですけども、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

○千福議長 仲野課長。

○仲野観光産業振興課長 おっしゃるとおり現状は令和3年4月から5年間の賃貸借契約を締結しており、公の施設となれば直営または指定管理者制度の契約となり、賃貸借契約はできなくなります。現状の契約方法は村の道の駅としては初めてであり、今後施設の使用状況などを注視しながら現状の契約方法でよいのか、また公の施設として取扱いを行い、指定管理者制度などを導入した際の費用面の負担なども含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご回答ありがとうございます。

この道の駅ちはやあかさかは、登録当時なかなか複雑な事情があったというふうに聞いております。実際に、今売店がある敷地、こちらはくすのきホールの実は敷地ですとかね、道の駅としてどっかに何か敷地があるというわけではないという。そういった状況で、現状ではこの道の駅にまつわる周辺の状況が整備されているとは言い難い状況だというふうに思うわけでございます。

今回、約5年間の賃貸借契約ということになりましたが、やはり道の駅を貸すっていうのは、ちょっと住民の皆さんからすれば理解を得られにくいところがあるのではないかなというふうな思いがいたします。これまで、もうごちゃごちゃと入り組んだ状況というのがあるわけですから、これを一度しっかりと整理して、道の駅がどういった姿が道の駅としてあるべき姿なのか、そういった観点から将来像をご検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、中野秘書課長。

○中野秘書課長 職員満足度調査を行うべきではについてご答弁を申し上げます。

若手職員の退職が増えていることに関しましては、本村だけの問題ではなく、府下の多くの自治体で同じような課題を抱えております。また、社会全体を見ましても、新卒3年以内の離職率が3割を超えている状況となっております。その要因といたしましては、時代とともに価値観が変わってきており、転職しやすい環境になってきているということ、また採用試験の受験資格年齢も拡大されてきており、個人のステップアップとしてよ

り大きな自治体へ転職する例も多くなってきております。

現段階では職員満足度調査を実施する予定はございませんが、職員の働きやすい環境をつくっていくことが住民サービスの向上にもつながっていくものというふうには考えてございます。働きやすい環境をつくるためには何よりも庁内のコミュニケーションを活性化させることが重要であり、村長自らが若手職員と個別に面談を行うなど、明るく話しやすい職場環境づくりに努めております。今後、行財政改革を進めていく中で事務改善などにより職員の負担軽減を図っていくとともに、個別面談などを通じまして職員の意見を吸い上げていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもありがとうございます。ご答弁の中で、3年以内の離職率という言葉がございました。村における3年以内の離職率、これはどの程度なのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 中野課長。

○中野秘書課長 本村の場合、年度ごとの採用の人数にばらつきがございますので、なかなか指標としては難しいところがございますが、この10年間を見ますと平成23年以降に採用した職員数は60人となっております。この60人のうち3年以内に退職した職員につきましては7名で、離職率は11.7%となっております。社会一般に言われています3割よりは低い数字となっております。ただ、この10年間とそれ以前とを比較しますと、退職者は増加の傾向にはございます。参考までに、5年以内での退職者は9人で15%、10年以内では14人で23.3%となっております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ご答弁どうもありがとうございます。以前見かけた若手の方がいつの間にかいらっしやらなくなっているということが多いように思いましたが、数字としては社会全体の平均を下回っているということだと理解いたしました。ただその一方で、やはり退職者が以前に比べると増加傾向にあるというこの点は見逃せない点であるように思われます。

さて、先ほど行財政改革というご答弁がございました。離職率増の背景には、事務負担の増加という面があることは確かだと思います。本村のような小規模な自治体の場合、1

人が抱える事務が非常に多岐にわたることになりますが、行政の性格上ミスが許されるというのではなく、それが精神的、肉体的負担につながっていると、そのように理解しております。その意味でも負担の軽減というものは不可欠だと思いますが、かといってその負担の軽減が住民サービスの低下につながるものがあってはならないはずです。まずもって必要なのは事務の効率化ではないかと思いますが、その見える化を図っていくためにも改善の度合いをしっかりと調査して、数値化していく必要があるのではないかと思います。その点について行政の考えをお伺いしたいと思います。

○千福議長 中野課長。

○中野秘書課長 見える化につきましては、今後行財政改革を進めていく中で、当然事務の改善であったり事務の効率化について検討していく必要がございますので、これらの検討と併せまして、どのような手法で見える化をしていくのがいいかということについても検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ご答弁どうもありがとうございます。

議員という立場からは、行政内部の事務、事情というものがなかなか、見えにくいところがございます。ただ、それでも事務の非効率性というものは、何かにつけかいま見えてくるわけです。例えば、一つに引継ぎの問題がございます。1人が担当する事務が多岐にわたるにもかかわらず、その事務のマニュアルというものが無いと。そのために、人事異動のたびに毎回引継書を作らなければならないといっても、到底それでは多岐にわたる事務の全てが引継ぎできるというはずもなく、人事異動が行われるたびに重要な情報が消えていってしまうと、そういった面を見ていると、この事務の効率化、これがやっぱりどうしても一刻も早く急がねばならないというふうに思います。

南本村長が就任されて、かれこれ1年でございます。この1年で行政の事務、この非効率性ってものがよくお分かりになられたというふうに思うんですね。そこで、ぜひともこの千早赤阪村の行政の効率化、これを進めていただきたいと。職員の皆さん、できれば一人残らずもう徹底的に事務の無駄を省くと、そういう意識を植え付けていただきたいというふうに思います。それがひいては職員満足度の向上につながってくると思いますので、ぜひともその点を実行していただくようお願いして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○千福議長 第4番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党、徳丸初美です。私は2項目について、通告に基づき質問させていただきます。

1つは、18歳まで医療費助成を拡大することです。村の子どもの減少は危機的な状況です。千早赤阪村の人口は年々減少し、5,000人を切るのも見えてきています。ですから、子どもの人口はもっと危機的です。これを打開するためにも、18歳まで医療費助成事業を思い切って実施することも重要ではないでしょうか。

現在、村は15歳まで助成をしておりますが、一昨年度1年間でかかった費用は幾らでしょうか。また、18歳まで拡大した場合、幾らと試算されますか。担当課長にお聞きします。

2番目です。森屋の信号のある交差点、「モトナカジョウ」前から森屋北のちびっ子広場までの舗装のやり替えについて質問をします。

この村道は住民の生活道路ですが、傷みがひどく、地元住民からも改修してほしいという要望が出ています。改修の見通しはありますか。担当課長にお聞きします。

以上です。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 18歳までの医療費助成についてご答弁申し上げます。

村では、子どもを安心して産み、育てることができるよう、認定こども園などの保育料を保護者の所得に関係なく無償とする幼児教育・保育の無償化をはじめ、副食費補助事業や新生児聴覚検査費用助成事業など、村独自の子育て施策に積極的に取り組んでいるところです。

議員ご質問の子ども医療費助成制度につきましては、現在入通院とも所得制限を行わず、義務教育終了までの子どもを対象に実施しており、毎年約1,000万円前後の医療費補助を行っています。対象者を18歳に拡大した場合、さらに150万円から200万円程度の費用が必要であると見込んでいます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 子どもは生まれて15歳までは医療費はとてかかりませんが、18歳まで拡大しても全ての子どもが病気やけがをするわけではありません。課長の答弁では、200万円程度の経費があれば実現できると試算しておられます。やろうと思えば、来年度からでも実施できるのではないのでしょうか。村長の考えをお聞きします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 徳丸議員がおっしゃってます18歳までの医療費の助成についてですが、答弁をさせていただく前に少し、これはこの私の4年間の任期中に実現を目指すべき公約として掲げておるものでございます。そういった意味で少し数字をお伝えしたいと思います。

実は、今この15歳までの対象者が388名、それと令和3年度の予算額で1,309万円となっております。対象者を18歳に引き上げた場合の人数ですが、約120人の増加と見込んでおります。1人当たりの助成額は、村の中学生1人当たりの実績で約1万4,000円です。単純に1万4,000円に120人を投じると168万円プラスになります。それが先ほど担当課の課長が言った150から200っていう数字になっております。

そういったことを踏まえて村の財政状況を考えますと、200万円は容易に捻出できる金額ではございません。現在村が実施している子ども施策を検証する必要があります。また、対象年齢を拡大すると対象経費だけが増加するだけではなく医療費に波及しますので、慎重に対応しなければなりません。引き続き、国の制度として創設するよう町村会を通して大阪府や国に働きかけていくとともに、府下市町村の状況や村の財政状況を考慮して、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。よろしく願いいたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 この件は要望でお願いします。

近くの町や市では、18歳までの医療費助成がどんどん進んできています。思い切った子育て支援をすることで自然豊かなこの千早赤阪村に移住する人が増えてきたら、人口増にもつながっていきます。一日も早く実施してほしいと強く要望します。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 村道水分森屋線の改良、舗装のやり替えについてご答弁申し上げます。

村道の舗装などの整備については、平成27年度に策定しました村道舗装補修計画を基に、平成28年度から令和元年度までを集中期間として、村道舗装補修計画で、最優先、優先箇所を中心に舗装の打ち換えなどを行ってまいりました。また、そのほかに毎年各地区からの要望箇所についても現地確認を行い、必要に応じて実施している状況であります。

今回ご質問の村道水分森屋線については、以前より地元森屋地区から同様の要望を受け

ておりますが、道路下を大型水路が流れており、また鉄板等の水路蓋についても改良などの要望もありますので、舗装の打ち換え以外に水路改修を併せて行う必要があることから、森屋地区をはじめ水路関係者と協議が必要となります。地区及び関係者との協議については、今年度から開始する予定をしております。また、施工時期などにつきましても地元地区長からの要望などを考慮し、優先順位を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

傷みのひどい道路から順に改修することは分かります。どの地域も高齢化が進み、年齢を重ねた方が多くなっています。少しの段差でもつまずき、こけてしまうことが予想されます。特にこの道路は道路の下を水路が通っており、大きなグレーチングが幾つも設置されています。雨の日などは滑ってこける可能性もあります。舗装のやり替えのときには、滑らないグレーチングに変えてもらうなど考慮していただきますよう要望いたします。

○千福議長 第5番目の質問者、平田議員。

○平田議員 議席ナンバー5番、平田常信です。

まず、1番目、一般質問なんですが、今、村のホームページに各地区の要望などを公開し、その要望の進捗状況というのを掲載してはどうかというのを質問させていただきます。

今現在、各地区の区長さんとか議員とかいろんな村民の方が直接役場に対して、ああやってほしい、こうやってほしいというのがあると思うんですけども、そのいろんなそういう各地区の問題っていいですか、それを村のホームページに掲載して、例として半年ごとにどういう状況になってますとか、そういうのを掲載するというのをやれば、非常に今現在村のホームページっていうのをあんまり村民の方が見られてないケースがあるかと思うんですけども、そういう形での掲載ですね。

それと、今現在コロナ禍なんですけども、一応リモート、IT活用で収集すべき情報を集めるっていう方法も考えられますので、こういうことについての質問。

それと2番目としまして、今、誕生地のほうの産湯の井戸の件なんですけど、昨年12月定例会議でも一般質問をされた復旧工事の予定ですね、これについてお伺いしたいというふうに思います。

結構、今コロナ禍なんですけど、土曜日、日曜日、祝日は道の駅にたくさんお客さんが来

られて、何かより密になってるという状況を私何回も見かけておるんですが、残念ながらあまり道の駅の付近で見るとはありませんので、産湯の井戸のほうへ行く人もちらほら見かけております。どうしても広い道路のところ、村道のところから看板がありますんで、皆さん何があるのかなあと行って行かれる。もし、事故でも起きれば、これは村の責任になるかと思えますんで、しかも3年以上復旧、以前の災害で崩れたまんまになってますんで、こういった復旧の予定をお伺いいたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、山谷企画課長。

○山谷企画課長 村のホームページに各地区の要望などを公開し、要望などの進捗状況の掲載をについてご答弁申し上げます。

村では様々な相談、苦情、要望などが住民をはじめ各地区の区長、自治会長より寄せられますが、取扱いの仕組みづくりが整備されていないため、相談等の内容に応じた担当課において今のところ対応しております。口頭で受けるものが多く、担当課において処理されていることから、その中の要望やその進捗状況の公表はしておりません。今後、要望や相談などの取扱いについて検討してまいりたいと考えています。

また、要望等のIT活用による収集については、現在の村のホームページにおける村政の提案箱の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 要望としてお願いいたします。

○千福議長 どういう形の要望か述べてください。

○平田議員 一応私としては、費用のかからない、やる気があればできるっていうものを選択して質問させていただいたつもりなんで、ぜひまた近い将来実現に向けてお願いしたいということです。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 楠公産湯の井戸の復旧予定についてご答弁申し上げます。

昨年的一般質問の答弁でも申し上げましたが、楠公産湯の井戸は文化財でも史跡でもなく、楠木正成が生誕した際、産湯として使用されたという伝承の残る井戸ではありますが、村が取り組むインフラ整備などが優先的な事項であるため、復旧工事の施工については施設の在り方も含め再検討をしております。なお、検討結果が出るまでは、産湯の井戸の出入口については立入りできないように対策を行い、定期的な点検を行うことで事故の防止に努めます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 それと、村道のほうの楠公産湯の井戸っていう看板をちょっと目隠しをして、どういうふうな形で復旧できるかどうかという検討をしていただくのに随分時間がかかるかと思えますので、ぜひそういった細かい対応っていうのを要望します。

○千福議長 要望の形でいいですか。

○平田議員 はい。

○千福議長 それでは、第6番目の質問者、服部議員。

○服部議員 議席番号3番、日本共産党、服部幸令です。議長通告に基づき、住民の村内ワゴンカーによる移動手段の確保について質問いたします。

村民の高齢者の人口増加に伴い、自動車免許を返納するお年寄りが増えてきています。2018年9月からタクシー助成が実施され、バスでも使用できるようになり、利便性は向上しました。しかし、村民の多くからは、他の市町村でも導入されているワゴンカー等による地域循環型の交通システムを望む声が多く聞かれました。先月から開始されたワクチン接種では、接種会場へのバスが運行されたことは喜ばしい反面、バス乗り場まで行くことが一苦勞との声もあり、特に独り暮らしのお年寄りの方はバス乗り場まで行くことができず、遠方にいる子どもに来てもらって、その子どもに送り迎えをしてもらうという声がありました。

また、無料でなくても有料でもいいとの要望もあり、協力金という形で徴収すれば予算確保にもつながるのではないのでしょうか。村民の要望に合った村内公共施設や買物施設への移動手段として、住民誰もが利用できる交通手段の確立を求めます。ご答弁よろしくお願いたします。

○千福議長 質問事項の答弁者、安井まちづくり推進課長。

○安井まちづくり推進課長 住民の村内ワゴンカーによる移動手段確保のためについてご答弁申し上げます。

今回ご質問の村の公共施設や他市町にある買物施設へのワゴン車運行については、仮に村が直接事業主体として運行した場合、人口規模が小さな本村では採算の面から事業を継続することが困難になると予想され、また採算を考え運賃をご負担いただいたとしても、運賃が高額になり、逆に利用を控えられる事態になると予想されます。加えて、安全面で考えた場合、村民の大切なお命をお預かりするわけですから、専門の運転手の確保や事故などの有事の際の代替車両の確保が必要と考えられ、事業を実施するには様々な課題をク

リアしなければなりません。

また、民間事業者によるワゴンカーを利用した公共施設や介護施設への運行には、既に村内にバス路線が乗り入れされている民間交通事業者の協力なしには実現ができないと思われませんが、採算の面や人員確保が大きなハードルになっており、直ちに民間事業者におけるワゴンカーの運行も難しい状況となっております。したがって、ワゴンカーによる運行事業は大変難しい事業と考えられます。

しかしながら、村内での利便性確保、さらには将来にわたって利用される持続可能な公共交通を目指し、今後も公共交通事業者や大阪府など等で構成する千早赤阪村公共交通協議会の場で議論を行い、村内での路線の確保や新規路線の設定などを引き続き要望してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望とさせていただきます。

今回の4月の村議選でも、私、服部幸令以外にもほかの議員、皆さんがやはり今後の村の高齢化を見据えて村内の交通手段を何とか確立していくべきでないかという声がありましたので、今後コロナが終息した後は、やはり特に小吹台のほうからは村役場への直接のルートがない、さらにB&Gあるいはくすのきホールの図書室の活用など、お子さん方向けにもやはり交通手段が必要だと考えますので、ぜひ前向きにご検討いただきますようお願い申し上げます、要望とさせていただきます。ありがとうございました。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで、南本村長よりご挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案をさせていただきました議案につきまして、それぞれ慎重にご審議を賜り、全ての議案におきましてご承認をいただき誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチンの64歳以下の方々への接種につきましては、第1回目を7月3日と4日に本村独自に集団接種を行い、一日も早く希望者全員に接種が完了し、安心して生活ができるよう取り組んでまいります。これから本格的な梅雨の時期に入り、コロナ対策と併せて、大雨などによる災害対策にも対応できるよう万全を期してまいります。まだまだ蒸し暑い日が続く、マスクの着用による熱中症にも注意が必要となっております。

まいります。議員の皆様方には、くれぐれも健康にご留意をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和3年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

午前11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 井 上 浩 一

議 員 服 部 幸 令